

学校教育における新型コロナウイルス感染症対策の充実に 向けた財政支援の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請並びに緊急事態宣言の発出により、目まぐるしく状況が変化中、子どもたちの学習機会の保障や心のケアなどの支援、学校再開に向けた教育の在り方について、すべての学校で教職員が一丸となり対応を進めてきた。

再開後の学校は文部科学省からの通知に示されているとおり、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、子ども一人一人に対して今まで以上にきめ細かな指導を行う必要があるが、現在の体制では十分な対応は困難である。

学校での感染拡大を防止し、学びの質を保証するためには少人数指導の導入等が必要であり、そのための大胆な教員の加配措置が求められる。また、感染防止対策等の追加的業務に対応するための人的配置拡充や、感染防止のためのマスク、消毒液、指導上必要な備品等の購入費補助も不可欠である。

加えて、すでに交付金等によりGIGAスクール構想施策の前倒しが進められているところではあるが、端末の導入経費だけでなく、保守管理、教材開発にかかわる人的配置等の運用経費に係る予算確保も同時に進められることが、効果的な活用には不可欠である。

前例のない緊急事態の中で、学校が子どもたちや保護者の不安に向き合うとともに、「社会総がかり」で、豊かな学びの支援を継続して行う必要がある。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 子どもたちのいのちと心のケアを含む心身の健康保持及び豊かな学びの保障に向けて、きめ細かな支援や配慮のために人的配置を拡充すること。
- 2 いかなる状況の中でも学びの継続を保障するため、国の財源で必要な環境整備を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和2年6月12日

(議決年月日) 令和2年6月25日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣